

また、新型コロナウイルスは、新規の変異株の出現もあり、状況は一刻と変化している中、「経済活動」の必要性もあります。一方で、冠婚葬祭の簡略化や近隣の皆さまとの関わりは希薄になつてきましたように思います。そんな中、令和5年度以降は、「人・農地プラン」を通して今まで以上に詳細な農地の将来計画を話し合う機会が増えると思います。

三木町では、毎年八月に「農地パトロール」を行つております。農業委員と農地利用最適化推進委員が各々担当地区をパトロールし、高齢化や農業後継者不足、あるいは農作業の負担増により農地の管理ができないことで荒廃化せざるを得ない農地等の調査をしています。また、未相続のために耕作放棄地となつている農地については、相続登記の義務化が再来年度以降に予定されており、民法や農地法の関連法などが国会で審議されている状況であります。

三木町農業委員会におきましても、農業者皆さまの声を反映し、より良い農業環境を整えるよう努めてまいります。これまで以上のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

担当集落分担表

令和4年12月1日現在

ごあいさつ



高尾 會長 壽二



2022

農業委員会だより第50号

暮らしに生きる「農」 Agriculture

MIKI

みき



目 次

会長あいさつ・担当集落紹介	19
稻刈り体験、農地パトロール、狩猟免許取得の ご案内、有害鳥獣捕獲のためのエサ募集	20
農業委員、農地利用最適化推進委員募集	21
香川県農地機構の紹介	22
農業者年金・全国農業新聞	23



MIKI 第50号

発行：香川県三木町農業委員会
香川県木田郡三木町大字氷上310番地
☎ 891-3310

編集：農業委員会だより編集委員会
川田正憲／溝渋常雄／鎌倉茂雄
／鎌倉博之／白井敏雄／古市哲

三木町

農業委員 農地利用最適化推進委員 募集

農業委員の 職務内容

農業委員会の会議に出席し、農地法や他法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関する審議と農地利用最適化推進委員と連携して、農地等の利用の最適化を推進するための活動を行います。

農地利用最適化 推進委員の職務内容

農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進するための活動を行います。

募集期間

1月10日(火)～2月9日(木)

必着

募集人数

農業委員 19人

農地利用最適化推進委員 16人 (担当地区ごとに募集)

任 期

令和5年7月20日(木)から令和8年7月19日(日)まで

応募方法

次の2通りの応募方法があります。

- 個人が推薦、法人または団体が推薦
- 自ら応募

応募の状況と結果は、農業委員会法に基づいて公表いたします。ご了知ください。

『推薦書・応募申込書の配布場所』

三木町農業委員会事務局 三木町大字氷上310番地 電 891-3310

※町ウェブサイトでも入手することができます。(http://www.town.miki.lg.jp/)

稻刈り体験

平井小学校の児童が、田植えと稲刈りの体験をしました。地域の皆さんとの協力のもと、6月に水の張った田んぼに3年生の子どもたちが裸足で入り、一束ずつ大切に植えた苗は、夏の暑さにも台風にも負けず立派に育ち、10月に収穫を迎えることができました。子どもたちは慣れない鎌を握りしめ、背丈ほどある大きな稲の束を次々に刈っていました。刈った稲は、足踏み脱穀機にかけて脱穀するなど、一つひとつ手作業でこなしました。





時間と手間を費やしてお米を育てるという貴重な体験を通じ、子どもたちの心に感謝とお米を大切にしようとする気持ちを育てることができました。

農地パトロールを実施しました ~農地は適正に管理しましょう~

町内の農地を巡回する「農地パトロール」を8月から9月にかけて実施しました。耕作が放棄されている町内の遊休農地をパトロールし、まだ耕作が可能であると判断した農地については、所有者に対して一筆ごとの利用意向調査を行いました。その結果をもとに、高齢化などにより自分で耕作をすることができない、もしくは代わりに作ってくれる人を見つけてほしいという意向がある農地については、香川県農地機構と協力し、担い手と結びつけることで遊休農地の解消を目指すことにしています。

近年、農業者の高齢化や担い手不足などにより、遊休農地が増加しています。遊休農地が増えると、隣接農地の耕作に支障が生じるほか、病害虫が発生したり、有害鳥獣の隠れ場所になったりするなど周辺の農地への悪影響が心配されます。

農地の管理は、所有者や耕作者の責務です。耕作しない場合でも、年に数回は草刈りなどを行い、隣接する人に迷惑をかけないよう心がけてください。農地の管理が困難な人は、シルバー人材センターなどへの草刈りの委託や、香川県農地機構の制度(22ページ参照)の活用などを検討してみてください。



狩猟免許を取得してみませんか?

近年、イノシシなどの鳥獣被害が増加し、これまで山間部だけでしか目にしなかった鳥獣も、市街地において出没する事例が増加しています。そのため、農作物被害も後を絶たず、被害の拡大を防ぐためにも有害鳥獣捕獲が必要となっています。しかし、無資格で有害鳥獣を捕獲することは法律で禁止されているため、狩猟免許の取得をしなければなりません。

三木町では、新規に狩猟免許を取得した人に対し狩猟免許申請手数料の補助を行っています。農作物被害を未然に防ぐためにも、狩猟免許の取得を検討してみませんか?

問い合わせ先 農林課(鳥獣害担当) ☎891-3308

有害鳥獣を捕獲するためのエサを提供していただける人を募集します。

イノシシなどの鳥獣による農作物への被害が後を絶たず、近年では山間部だけでなく街中にも出没しています。狩猟者のご協力により捕獲数は増加しているものの、全体の個体数は増加傾向にあるとされ、特にサルの捕獲に苦慮しています。捕獲を推進していくには、開いわなにおびき寄せるためのエサの確保が重要となっています。

このことから、ご家庭で不要になったエサとなる果樹など（劣化した食材は除く）を無償でご提供いただける人を募集します。ご応募いただいた人を登録し、捕獲者の要望に応じて、その時点で用意できるエサを随時提供していただきます。農作物を鳥獣の被害から守るため、また、町民への危害防止のためにご協力をお願いします。なお、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【ご提供いただくエサの例】柑橘類、柿、さつまいもなど 【応募期間】2月28日（火）まで

問い合わせ先 農林課(鳥獣害担当) ☎891-3308

